



みらいえ相続グループ

私たち【みらいえ相続グループ】は
税理士・行政書士・不動産の専門家が運営している
相続専門のグループです

運営

みらいえ相続グループ

税の専門家 みらいえ相続税理士法人

遺言書作成の専門家 みらいえ相続行政書士法人

相続物件の専門家 みらいえ相続不動産(株)

自分らしく暮らすための
高齢者自立支援サポート 特定非営利活動法人
みらいえ相続

その他専門家もサポート

証券会社／弁護士／司法書士／生命保険会社
土地家屋調査士／不動産／銀行／社労士

相続税に関する個別具体的なご相談(税理士法第2条第1項第3号に定める
税務相談)は、出張相談またはみらいえ相続税理士法人にて承ります。

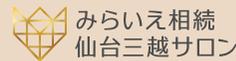
相続のお悩み
ワンストップで解決いたします



みらいえ相続グループ
みらいえ相続税理士法人 みらいえ相続不動産
みらいえ相続行政書士法人 特定非営利活動法人みらいえ相続

022-714-6134

宮城県仙台市青葉区一番町4丁目6-1
仙台第一生命タワービルディング 16階



みらいえ相続
仙台三越サロン

0120-957-339

仙台三越定禅寺通り館1階



仙台第一生命タワービルディング 16階



仙台三越定禅寺通り館1階

『遺言』

あなたのために
考えてみませんか？



みらいえ相続
グループ

遺言書でできること

あなたの想いを相続人に遺すことができます

- ・財産をどのように分けるのか決められます
- ・自分の財産を渡したい人、渡したくない人を明確にできます(相続人以外も可)
- ・会社経営者などは事業承継の方針を示せます

公正証書遺言とは

遺言書には自筆証書遺言と公正証書遺言、秘密証書遺言の三種類があります。

弊社では、下記のポイントから**公正証書遺言をおすすめ**いたします。

生前に今後の対策を検討することができる

遺言が無効になることがない

裁判所での検認の必要がない

意思通りに遺産を相続できる

紛失の恐れがない

必要な取得書類が少ない

みらいえ相続サロンにぜひご依頼ください

弊社にご依頼いただくメリットは、**弊社が遺言執行者となること**です。

- 1 相続人が相続の手続きをしてくれるところを探す必要はありません。
- 2 遺言執行者になることで、お亡くなりになったらすぐに遺言書に基づいて、手続きを進められます。
- 3 生前にしっかり打ち合わせを行っている内容をしっかり実行に移します。
- 4 相続税を考慮した遺言書を作成することができます。
- 5 グループ内に税理士がおりますので、相続税問題も事前に解決できます。

費用 **16.5万円** (税込)

必要に応じてお試し生前対策コンサルティングへ移行します

「コンサル料を払ってでもきちんとしたアドバイスを受けたい!」

幅広く相続対策を考えたい方には私たちは誠心誠意アドバイスさせていただくことをお約束します。

コンサルティングでは、皆さまのお悩みを解決するための様々な生前対策の可能性をご提案させていただきます。

生前対策は、前提条件が少し変わるだけで、取るべき対策が

180度変わることがあります。お悩みを解決する為に有効と思われる

生前対策を列挙し、それぞれに必要な対策をご提案いたします。

費用 **5.5万円** (税込)

みらいえ相続サロンへ
ご依頼いただく流れ

1 相談のご依頼

みらいえ相続サロン(下記TEL)へ

TEL: 0120-957-339*

「遺言を書きたい」とお電話ください。

*繋がらない場合はTEL:022-796-5805へお掛けください



2 ご面談・遺言書案文

相続税の発生も踏まえた遺言書を作成します。オンラインでの面談も可能です。ご相談ください。

みらいえ相続サロンだからできること

大切な人にあなただけの想いをどう遺すべきか一緒に考えて最善のアドバイスをいたします

3 公正証書遺言の作成

遺言者ご本人、公証人、証人2名(弊社スタッフ)で内容の確認、署名・押印。



4 遺言書を正しく保管する

原本は公証役場に保管されます。